

# 災害に備えた平時からの 取組の推進について

# 1.大規模災害を取り巻く状況

## ○ 大規模災害の発生状況

### 地震災害

- **阪神・淡路大震災(平成7年1月17日)**  
都市を直撃した初めての直下型地震で、甚大な人的被害に加え、インフラやライフライン等の各種機能も著しく損壊した。
- **東日本大震災(平成23年3月11日)**  
地震動、津波、火災、液状化等により、多数の建物で甚大な被害が発生した。

### 水害・土砂災害

- **福知山市の洪水被害(平成26年8月16日~17日)**  
局地的な豪雨に見舞われたことにより、市中心部を中心に広い範囲で冠水し、多くの住宅に浸水による被害等が生じた。
- **広島市の土砂災害(平成26年8月20日)**  
局地的な豪雨により、安佐北区などにおいて住宅地後背の山が崩れ、同時多発的に大規模な土石流が生じ、大きな土砂災害が発生した。



近年、従来の想定をはるかに超えた自然災害が発生しており、今後もいつ何時発生するとも限らないことから、災害から市民を守り、災害発生時も被害の最小化と迅速な回復が可能となるよう、平時から取組を進める必要がある。

## 2.今後の施策検討の方向性

### ○ 昨年度の審議会で御議論頂いた内容を踏まえた方向性の整理

#### 審議会で頂いた御意見

- 京都が被災した場合における、仮設住宅の建設をはじめとする応急的な対応や、その後の京町家も含めた住宅の再建に関する対応等について、早急に検討していく必要がある。
- また、非常時の対応は、平時の住宅政策の仕組みにも関連するものであることから、非常時と平時の対応の連動についても念頭におく必要がある。



#### 施策検討の方向性

- 応急仮設住宅など災害時に必要となる住宅を、災害発生後速やかに確保・提供できるよう、**応急的な住宅供給に備えた平時からの取組**を強化する。

## 2. 今後の施策検討の方向性

### ○ 昨年度の審議会で御議論頂いた内容を踏まえた方向性の整理

#### 審議会で頂いた御意見

- 災害に強いまちづくりを進めるため、ハード面の対策については、今後も継続して取組を進める必要がある。
- 地域コミュニティによる減災といったソフト面の対策についても、今後検討する必要がある。
- 地震災害だけでなく、近年頻発している水害及び土砂災害に対する対策として、災害リスク情報等を発信できる環境整備について検討する必要がある。

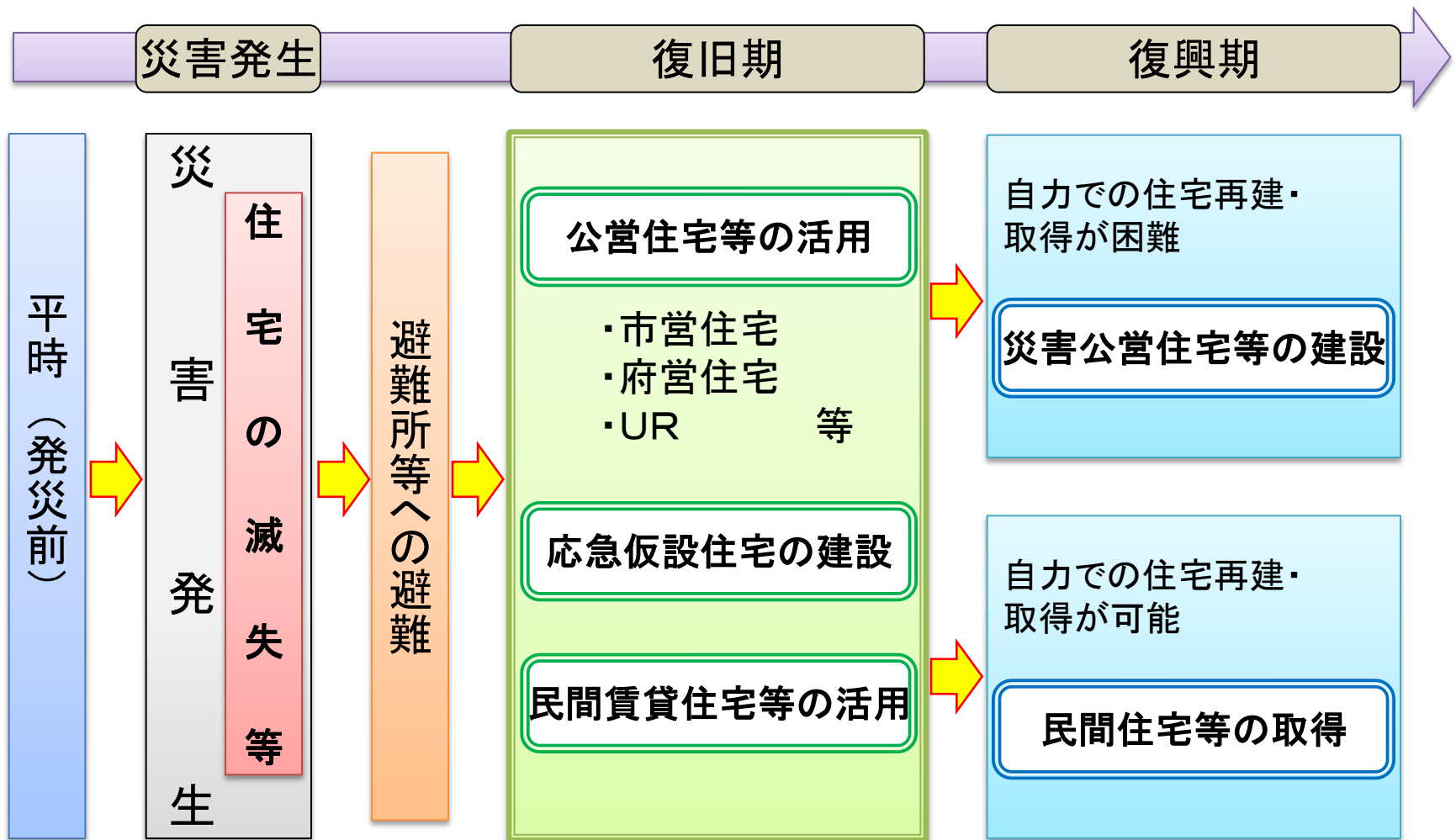


#### 施策検討の方向性

- 住宅の耐震改修やまちの防災機能の強化、ハザードマップ等による情報発信など、**日常的な災害予防の取組**を更に促進する。

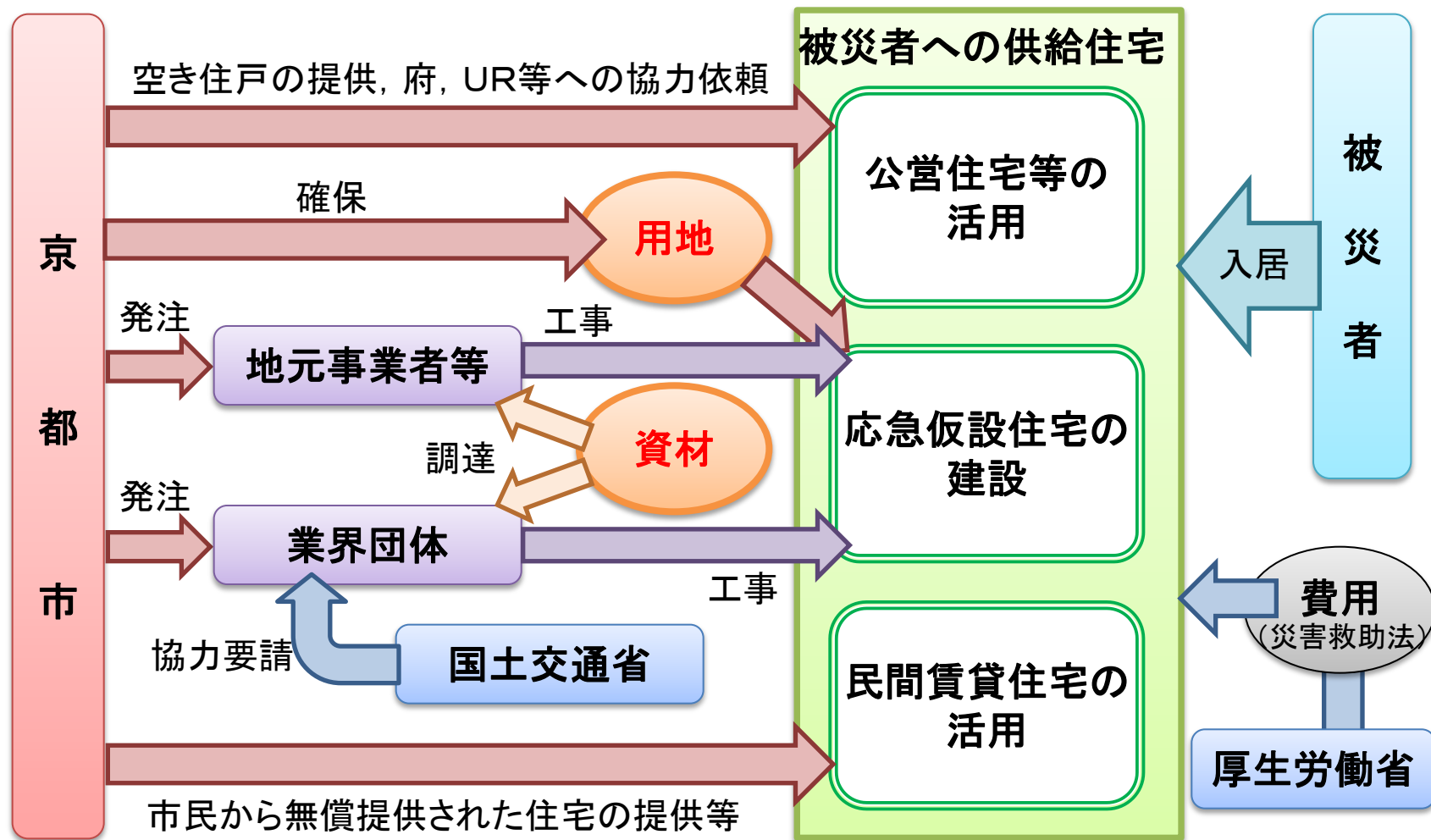
### 3. 応急的な住宅供給に備えた平時からの取組の検討

#### (1) 災害発生から復興に至るまでの各段階における住宅供給



### 3. 応急的な住宅供給に備えた平時からの取組の検討

#### (2) 災害復旧期における住宅供給の想定



### 3. 応急的な住宅供給に備えた平時からの取組の検討

#### (3) 本市の取組状況

##### 応急仮設住宅建築に関連する取組

##### ○ 応急仮設住宅の建築が可能な公有地のオープンスペースデータの整備

##### ○ 災害発生時における応急対策活動に関する協定書

地震等により大規模な災害が発生した場合に、京都市が管理する公共施設の機能の確保と回復及び災害救助法の適用による住宅内の障害物除去を図るため、京都市が必要と認める応急対策活動について、協定の相手方と協力し、迅速かつ的確に対応することを目的として締結したもの。

相手方：(社)京都府建設業協会，京都土木協会，(社)京都電業協会 他 11者

### 3.応急的な住宅供給に備えた平時からの取組の検討

#### (3) 本市の取組状況

##### 民間住宅等に関連する取組

#### ○ 関係団体等との防災に係る協定の締結

- ・「災害時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関する協定書」  
(H24年9,10月)

災害時に京都市居住支援協議会が不動産団体に対して協力を求める、民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関して、協定を締結したものの。

相手方：一般社団法人京都府不動産コンサルティング協会，  
公益財団法人日本賃貸住宅管理協会京都府支部，  
社団法人全日本不動産協会京都府本部，  
公益社団法人京都府宅地建物取引業協会

内容：災害時，利用可能な空き家情報の提供及び住宅のあっせんの協力 等

- ・「災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書」(H27年2月)

地震，風水害等の災害時における被災した市民の住宅の早期復興を支援するために，京都市が実施する施策への協力に関して協定を締結したものの。

相手方：独立行政法人住宅金融支援機構

内容：平時からの情報交換や，災害時の住宅相談窓口の開設 等



### 3. 応急的な住宅供給に備えた平時からの取組の検討

#### (3) 本市の取組状況

##### 東日本大震災被災者への住宅支援の取組（参考）

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による被災者に対して、市営住宅及び民間から無償で提供された住宅を無償で提供する事業を実施している。

平成23年3月15日から市営住宅の提供を開始。3月23日から民間住宅の無償提供を呼びかけ、提供の受付を開始するにあたり、被災者向け住宅情報センターを住宅供給公社に立ち上げ、市営住宅を含めた一括窓口を設置した。

平成23年4月5日から、民間住宅のオーナーの善意により無償で提供された住宅の、被災者への無償提供を開始した。

（平成27年6月1日現在）

	合計	現入居戸数
相談件数	2,746件	—
市営住宅	(入居) 155戸 (515名) (退去) 92戸 (355名)	63戸 (160名)
民間提供住宅 (提供申出) 464戸	(入居) 74戸 (155名) (退去) 71戸 (147名)	3戸 (8名)

### 3. 応急的な住宅供給に備えた平時からの取組の検討

#### (4) 具体施策の検討

##### 応急仮設住宅

###### <取組(例)>

- ・ 建設用地確保に向けた公有地などのオープンスペースデータの精査及びオープンスペースごとの建設可能戸数の算定
- ・ 建築資材等の確保に備えた、関係団体、業者との協定の締結
- ・ 直下型地震等の大規模災害を想定した、応急仮設住宅の建設をはじめとする災害時の住宅供給に係るシミュレーションの実施

### 3. 応急的な住宅供給に備えた平時からの取組の検討

#### (4) 具体施策の検討

##### 公営住宅・公的住宅

###### <取組(例)>

- ・ 災害時に提供することが可能な空き住戸数の常時把握
- ・ 災害時の住宅提供に係る京都府や住宅供給公社, UR等との協力体制の構築や平時からの情報共有

##### 民間住宅

###### <取組(例)>

- ・ 不動産関係団体等との災害時における空き住戸の情報提供や住戸のあっせんの協力に係る協定の締結
- ・ 災害時に無償提供可能な空き住戸の登録制度の検討
- ・ 災害時を想定した民間団体との情報交換, 共有

## 4.日常的な災害予防の取組の検討

### (1) 住宅の耐震化の促進に向けた取組

- 京都市では、「京都市建築物耐震改修促進計画」を平成19年7月に策定し、住宅の耐震化率について、平成27年度末の耐震化率90%を目標に、様々な取組を実施し、耐震化を進めている。
- 「京都市建築物耐震改修促進計画」策定時に69.3%であった耐震化率は、平成23年の中間検証時には、75.7%となり、6.4%上昇している。

	計画策定時 (平成19年度)	中間検証時 (平成23年度)
全体	69.3%	75.7%
木造戸建住宅	51.0%	57.4%
その他住宅	84.4%	89.2%

## 4. 日常的な災害予防の取組の検討

### (1) 住宅の耐震化の促進に向けた取組

#### 具体の取組

#### ① 公民一体となったネットワーク体制の構築

平成23年7月に、「まちの匠」と呼ばれる大工、左官、板金、金物屋、瓦屋、建築士といった実務者の方々と行政が協働で取り組むネットワーク組織「京都市耐震改修促進ネットワーク会議」を構築した。



#### 活動内容

- ・ 市民により分かりやすく、より利用しやすい耐震改修の支援制度の検討。
- ・ 耐震化の専門家を派遣して点検や相談に応じる「耐震専門家制度」の実施。
- ・ 耐震改修の実績やノウハウがあり、信頼できる事業者の情報発信。
- ・ 耐震化に関するセミナーやシンポジウムの開催。
- ・ 地域の防災組織と連携した、ローラー作戦による普及啓発の展開。

#### 今後の展開

- ・ 耐震ネットワークの取組を更に広く市民に知っていただき、市民のよき相談相手である「まちの匠」として活躍の場を広げるために、地域により根差した活動の展開が必要。

## 4.日常的な災害予防の取組の検討

### (1) 住宅の耐震化の促進に向けた取組

#### 具体の取組

#### ② 地域におけるローラー作戦等による市民等への普及啓発

地域に出向いて、地域の防災組織と連携の下、チラシの全戸配布、個別訪問による声掛け、個別相談会など、耐震化の普及啓発を展開。

#### 活動実績

上京区(待賢学区,  
仁和学区),  
中京区(朱八学区),  
東山区(栗田学区,  
六原学区) など

(出典:京都市建築物安心安全実施計画推進会議会報「あんあん通信」VOL.2/平成25年4月  
/京都市都市計画局建築指導部建築安全推進課発行)

#### 今後の展開

- ・ 市民の耐震化に向けた意識啓発には、地域における地道な活動が重要かつ効果的であるため、活動を全市的に展開していく必要がある。

## 4. 日常的な災害予防の取組の検討

### (1) 住宅の耐震化の促進に向けた取組

#### 具体の取組

#### ③ 構造評点にこだわらない耐震補強の促進

申請手続きが簡単で、工事費用の負担が比較的少なく、建物の構造に適した工事をメニュー化した、「まちの匠の知恵を生かした京都型耐震リフォーム支援事業」を実施。

#### 事業の特徴

- ・ 費用負担が比較的少なく、耐震性が確実に向上する改修工事をメニュー化
- ・ 耐震診断が不要で、書類を即日審査するため、申請手続きが簡単
- ・ 伝統構法と在来工法のそれぞれについてメニュー化
- ・ 耐震改修工事の施工業者を市内事業者に限定

#### 今後の展開

- ・ 様々なリフォーム工事が行われている中で、併せて耐震改修工事を実施しているケースがまだまだ少ないため、耐震化の最大のチャンスであるリフォーム工事の際に、確実に耐震改修工事を組み込んでいくことが必要。

## 4.日常的な災害予防の取組の検討

### (1) 住宅の耐震化の促進に向けた取組

#### 今後の取組方針

#### ○ 「次期京都市建築物耐震改修促進計画(仮称)」の策定

現行の計画期間が平成27年度末までであることから、平成28年度以降の市内建築物の更なる耐震化を促進するため、「次期京都市建築物耐震改修促進計画(仮称)」を策定予定。

策定に向けた検討を進めるため、第1回「次期京都市建築物耐震改修促進計画(仮称)策定検討会」を、平成27年6月22日に開催した。

京都市域の特性を踏まえた市独自の耐震化に向けた取組施策について、今後の委員会において検討を行っていく。

#### 委員会検討事項(予定)

- ・ 本市の耐震化の現状把握(動向, 耐震化率, 分析等)
- ・ 現行計画の評価及び耐震化促進の方針及び目標等の設定
- ・ 耐震診断の義務を課す建築物(要安全確認計画記載建築物)の検討
- ・ 京都市域の特性を踏まえた市独自の耐震化に向けた取組施策(補助制度・普及啓発等)の検討



## 4. 日常的な災害予防の取組の検討

### (2) 密集市街地・細街路における防災まちづくりの取組の推進

- 京都市では、平成24年7月に、「歴史都市京都における密集市街地対策等の取組方針」を策定し、京都らしさを生かしつつ、市民が安心安全に住み続けられる災害に強いまちの実現に向けて取組を進めている。
- 同方針に基づく「優先的に防災まちづくりを進める地区」を中心に、地域と行政が一体となった防災まちづくりを進めるとともに、本年4月には、新たに「京都市密集市街地・細街路における防災まちづくり推進制度」を創設しており、これを基に、密集市街地・細街路の安全性の更なる向上を図っていく。
- 平成24年度から防災まちづくりの取組を進めてきた六原学区(東山区)、仁和学区(上京区)について、上記制度に基づき、各学区の取組団体を「防災まちづくり活動団体」として、また、各学区が取りまとめた計画を「路地・まち防災まちづくり計画」として、それぞれ認定する予定。



# 4. 日常的な災害予防の取組の検討

## (2) 密集市街地・細街路における防災まちづくりの取組の推進

### 路地・まち防災まちづくり計画の内容(一例)



路地の雰囲気を生かした取組を進行中  
(建築基準法第42条第3項の指定等)

- ★「地域の集会所」から「避難所」への経路や、緊急物資等の輸送を安全に行う学区内の重要な道路。
- ★幅員4m以上を確保するとともに、沿道の耐震化・不燃化を進める。
- ★京町家が比較的集中し、災害時に建物の倒壊などの被害が心配なエリア。
- ★行政の助成制度等を活用しながら、住民への呼び掛け、建物の耐震化や不燃化を進める。

**若宮会・東山会・泉会(ブロック)アクションプラン**  
 若宮会(三丁目、四丁目、昭和小路町、五丁目)  
 東山会(梅林町、小島町、興竹村町、多門町)  
 泉会(三盛町、池崎町、門崎町)

## 4. 日常的な災害予防の取組の検討

### (2) 密集市街地・細街路における防災まちづくりの取組の推進

#### 具体の取組

#### ① 防災まちづくり推進事業

まちをより安全にするために、古い建物やブロック塀等、災害時に危険となるものを取り除く費用の一部を補助する。

#### 事業内容

##### ○老朽木造建築物除却事業

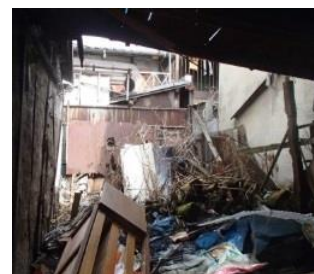
古くなった木造建築物の除却に要する費用を補助

##### ○危険ブロック塀等改善事業

古いブロック塀等の除却、それに代わる塀や植栽の新設に要する費用を補助

##### ○まちなか commons 整備事業

空き地や建物除却後の跡地を利用し、身近な防災ひろばの整備に要する費用を補助



細街路に面する老朽空き家を解体して、跡地を「まちなか commons (防災広場)」として整備。今後、町内会を法人化し、町内会の所有物として管理する予定。

## 4. 日常的な災害予防の取組の検討

### (2) 密集市街地・細街路における防災まちづくりの取組の推進

#### 具体の取組

#### ② 細街路対策事業

一方向にしか避難ができず、災害時には建物の倒壊により塞がれてしまい、避難や救助ができなくなるおそれのある袋路をより安全にするために、避難路を確保したり、袋路入口の建物を地震に強くする費用などを補助する。

#### 事業内容

##### ○緊急避難路整備事業

袋路等の奥から安全な避難経路を確保する  
工事に要する費用を補助

##### ○袋路等始端部における耐震・防火改修事業

- ・袋路等の入口部にある建築物の耐震・防火改修工事に要する費用を補助
- ・トンネル部分の耐震・防火改修工事に要する費用を補助

##### ○袋路始端部整備事業

袋路等の入口部において、避難上支障となる工作物等の撤去や通路の拡幅整備など、袋路等の避難安全性を向上させるための工事に要する費用を補助



2つの袋路を隔てていた塀を除却し、扉付きの塀を新設。

## 4.日常的な災害予防の取組の検討

### (2) 密集市街地・細街路における防災まちづくりの取組の推進

#### 今後の取組方針

##### ○ 具体的改善の推進

防災まちづくりの活動を通して、地域において防災意識の浸透が一定進んでいるものの、権利関係、資金、高齢化等の問題もあって、個々の住宅や細街路の改善には相当な時間と労力を要する。また、個別の対策では改善が困難な街区等がある。そのため、これらを踏まえた取組について検討を進める。

##### ○ 取組の持続性の確保

防災まちづくりは短期間で終わるものではなく、長期的な取組が必要となるため、地域・行政双方において、取組を継続するための体制や仕組の整備を進める。

##### ○ 「優先地区」以外への展開

現在は「優先地区」を中心に対策を進めているところであるが、「優先地区」以外にも密集市街地や細街路が遍在しているため、それらに対しても取組を展開していく。